

民間賃貸住宅の入居や居住継続にお困りの方、
家主様、不動産業者様へ

西東京市居住支援協議会を設立しました

民間賃貸住宅の入居に関するお困りごとを支援します



このリーフレットは、居住支援協議会について広く知っていただくために、居住支援協議会とは何か、居住支援協議会の取組み、現時点で活用していただける制度を掲載しています。

家主様や不動産業者様、居住支援事業者様には、西東京市の居住支援協議会の取組み内容をご理解いただき、ご協力ご参画していただきますようお願い申し上げます。

西東京市居住支援協議会

お問い合わせ

西東京市 まちづくり部住宅課（協議会事務局）
東京都西東京市中町 1-6-8 保谷東分庁舎 2階
午前8時30分～午後5時
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
☎ 042-438-4052（直通）

アクセス

●徒歩でお越しの場合

西武池袋線保谷駅より徒歩 15分

●バスでお越しの場合【保谷庁舎下車】

西武池袋線保谷駅南口から

①のりば 西武バス（柳沢駅通り）吉祥寺駅行、
田無駅行

②のりば 西武バス・関東バス 三鷹駅行

西武池袋線ひばりヶ丘駅南口・西武新宿線東伏見駅
北口から

西東京市コミュニティバス「はなバス」第2ルート

●保谷駅から保谷東分庁舎まで



●バス停から保谷東分庁舎まで



西東京市居住支援協議会とは

西東京市居住支援協議会は、高齢者や障害者など住宅確保要配慮者*又は民間住宅の賃貸人に対する情報の提供や、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を目的に、不動産関係団体、居住支援団体、西東京市が協力体制を構築し、令和2年7月に設立いたしました。

*住宅確保要配慮者とは法律に定められた定義で、低額所得者、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障害者、子（高校生相当以下）を養育している者、外国人、中国残留邦人等、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入居者等、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者、北朝鮮拉致被害者等、犯罪被害者等、更生保護対象者、生活困窮者、東日本大震災による被災者、供給促進計画で定める者などで、住宅の確保に配慮を要する方をいいます。

皆さまのお困りごと

住まいがなかなか見つからない、困った。

身寄りの方がいないと、残った家財の片付けや修繕費用がかかってしまう心配がある。

住宅確保要配慮者

高齢者 被災者 障害者 子育て世帯

その他住宅に困窮している方々

家主・不動産業者

家主 不動産業者

居住支援団体

住まいを見つけられず、サポートすることが出来ない。

居住支援団体

居住支援協議会

支援や情報提供を行います。

支援・情報提供の結果

住まいが見つかった！

これなら安心して住まいを貸すことができる。

住宅確保要配慮者

高齢者 被災者 障害者 子育て世帯

その他住宅に困窮していた方々

家主・不動産業者

家主 不動産業者

居住支援団体

住まいが見つかって良かった。生活支援をし、家主に安心してもらおう。

居住支援団体

西東京市居住支援協議会の構成と目指す取り組み

西東京市居住支援協議会

不動産関係団体

- ・(一社) 賃貸保証機構
- ・(公社) 全日本不動産協会東京都本部 多摩北支部
- ・(公社) 東京都宅地建物取引業協会 北多摩支部

居住支援団体

- ・(一社) ささえる手
- ・ホームネット株式会社
- ・(社福) 西東京市社会福祉協議会



西東京市

- ・まちづくり部 (事務局: 住宅課)
- ・健康福祉部
- ・子育て支援部
- ・生活文化スポーツ部



以下の5つの取り組みを行います

- 1 居住支援の仕組みづくり
- 2 登録住宅の増加に向けた施策
- 3 入居促進のための支援
- 4 賃貸人の住宅確保要配慮者に対する理解促進
- 5 サービス付き高齢者向け住宅の情報提供



家主・不動産業者

●情報提供

安心して住まいを貸すことができるように、国、東京都、西東京市の制度や民間事業の取組についての情報提供を行います。

●講習会・セミナー

講習会やセミナー等の実施により、住宅確保要配慮者に対する理解の促進を行います。



相談窓口
(まちづくり部
住宅課)

住宅確保要配慮者

●住宅探しのお手伝い

西東京市が協定を結んでいる不動産関係団体を通じて、住宅探しのお手伝い及び保証委託契約のあっせんを行います。

また、対象の方には助成制度をご案内します。

<助成制度>

- ・保証委託料
- ・少額短期保険料
- ・初期費用 (借地借家法第28条に基づく正当な事由による賃貸人からの立退き依頼があり、初期費用の支払いで困っている方)

●居住支援 (助言・情報提供等)

相談内容と相談者のニーズを的確に把握し、福祉担当部署や子育て支援担当部署等と連携して、必要に応じた助言・情報提供を始めとしたサポートを行います。

ご相談・ご入居までの流れ

窓口でのご相談 住宅探しの申請



民間賃貸住宅をお探しの方でご希望の物件が見つからない場合、まずはお電話でお問い合わせの後、相談窓口にお越しください。
住宅課の職員が物件に関するご希望及び現在のご状況等をお伺いします。
入居希望者の状況をよく理解されているケアマネージャーや支援者の方がいらっしゃる場合は一緒にお越しください。

ご相談の流れは次の通りとなります。

- ①困っている内容、ご本人・ご家族のご状況をお伺いします。
- ②家賃・地域・間取りなど物件のご希望をご相談シートにご記入いただきます。

次の必要事項を満たしている方は、ご相談シートをもとに住宅探しを開始いたします。

<住宅探しを開始する上での必要事項>

- ・住宅が見つかり次第、引っ越しが出来ること
- ・引っ越しにおける費用、初期費用等のお金のご用意が出来ること
- ・固定電話や携帯電話など、ご連絡がつくご自身の電話をお持ちであること
- ・緊急連絡先となる方がいること
- ・生活保護による扶助を受けている方は、担当のケースワーカーから転居の許可を得ていること

⇒こちらの必要事項を満たしていない方は、必要事項を満たしていただいてから住宅探しを開始いたします。

担当者から ご連絡



後日、ご相談シートをもとに担当者からお電話が入ります。
不動産店へ行く日程・時間を決めていただき、当日待ち合わせをしてください。

物件の内覧及び 契約の説明

不動産店へ行き、ご希望の物件がございましたら、内覧や賃貸借契約に関する説明を受けていただきます。
契約の手続きを済ませていただきましたら、入居となります。



入居



入居後、契約書類・支払いが分かる書類等をお持ちいただき、再度住宅課の窓口にお越しください。書類を確認させていただき、終了となります。
また、対象の方には助成金制度のご案内及び申請の受付を行います。

<助成対象となる方>

- ・西東京市にお住まいの方
- ・保証委託料と初期費用の助成については、生活保護法による扶助又は中国残留邦人支援給付を受給していない方
- ・前年度の世帯の合計所得が下の表の所得の上限以下の方

家族数	所得の上限額
1人	2,568,000円
2人	2,948,000円
3人	3,328,000円
4人	3,708,000円

<助成制度>

- ・保証委託料…保証委託契約に要した金額の1/2で、上限2万円。
※初回保証委託料と継続保証委託料の2回分が限度です。
- ・初期費用…入居時に支払った初期費用の一部で、上限14万円。
※借地借家法第28条に基づく正当な事由による賃貸人からの立退き依頼があり、初期費用の支払いで困っている方が対象です。
- ・少額短期保険料…支払っている金額の1/2で、上限月々1,500円。(2年間まで)